

大阪府健康づくり推進条例の概要について

(1) 条例制定の背景・必要性

（“健康課題”への対応）

・府民の平均寿命・健康寿命は男女とも全国平均を下回る。

《平均寿命》（大阪）男80.23・女86.73
（全国）男80.77・女87.01
《健康寿命》（大阪）男71.50・女74.46
（全国）男72.14・女74.79

・市町村間における健康格差（健康寿命の差）が生じている。

《健康格差》男4.6歳・女4.0歳 * 最も高い自治体と低い自治体の差

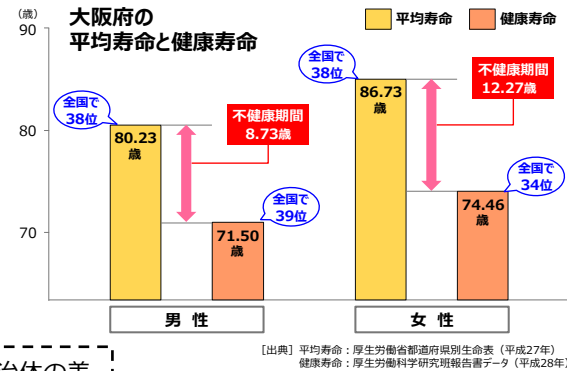
・悪性新生物（がん）、心疾患、脳血管疾患など、生活習慣と関わりが深い疾患が主要死因の5割を超え、介護が必要となった要因の上位を占める。

⇒ 府民一人ひとりの主体的な健康づくり活動等の推進、その普及啓発・気運の醸成が必要。

（健康づくりを“社会全体”で支える仕組みづくり）

・生涯を通じて心身ともに健やかで生き生きと暮らすためには、各世代の身体的特性や生活・労働環境、それぞれの健康意識や行動等を踏まえた取組みが求められる。

⇒ 若い世代から働く世代、高齢者まで、ライフステージに応じた主体的な健康づくりを多様な主体の連携・協働により、“社会全体”で支援していく仕組みづくりが必要。



(2) 条例制定のポイント

1 健康づくり関連3計画の総合的・一体的な推進 《主に第12条～第16条》

- 健康づくり関連3計画（※）に基づく健康づくり施策を総合的・一体的に推進
- 上記3計画において目標を設定

※「第3次大阪府健康増進計画」、「第3次大阪府食育推進計画」、「第2次大阪府歯科口腔保健計画」

2 多様な主体の役割の明確化と連携・協働による“オール大阪体制”の構築 《主に第4条～第11条》

- 府の責務をはじめ、市町村や保健医療関係者、医療保険者、事業者、府民等の多様な主体の役割を明確化
- 各主体の積極的な連携・協働を促す“オール大阪体制”を構築

3 大阪の特徴(強み)を活かした取組みの推進 《主に第4条、第11条》

- 府内に集積する大学・研究機関との連携や地域資源の活用
- 健康医療情報（特定健診の結果・診療報酬明細書等から得られる情報等）の活用

4 府民の健康づくりの普及啓発と気運醸成 《主に第17条～第21条》

- 若い世代から働く世代、高齢者までそれぞれの健康状態に合った健康行動の実践・健康診査の受診促進等の普及啓発
- 家庭や学校、職場、地域社会等、あらゆる場における健康づくりの気運醸成

※ 現在、大阪・関西への2025年万博（重点テーマ「いのち・健康」）の誘致を進めており、これら活動とも相まった取組みにより、健康づくりの気運醸成を進めていくことが期待される



(3) 条例案の概要

第1章 総則

○ 目的、定義、基本理念を規定（第1条～第3条）

- 目的：府民の健康づくりを総合的かつ計画的に推進し、府民の健やかで心豊かな生活できる活力ある社会の実現
- 基本理念：府民が主体的に健康づくりに取り組むこと、多様な主体の連携・協働による健康づくりを推進するための必要な支援及び社会環境の整備に取り組むことを規定

○ 各主体の役割等を規定（第4条～第10条）

- 府の責務について規定(目標の設定、施策の総合的な策定・実施、気運醸成、健康医療情報の活用等)
- 府と市町村との協力について規定
- 府民・事業者・保健医療関係者・医療保険者・健康づくり関係機関等の役割について規定

○ 連携及び協働についてを規定（第11条）

- 各主体の連携と協働（府、市町村、事業者、保健医療関係者、医療保険者、健康づくり関係機関等）
- 府内に集積する健康づくりに関連する大学・研究機関・企業との連携、地域コミュニティ等の地域資源を活かした取組み

第2章 健康づくりの推進に関する施策

○ 健康づくりの推進に関して府が講じる施策を規定（第12条～第16条）

- 健康教育等の充実
- 食生活の改善、身体活動・運動、休養・睡眠、こころの健康の保持及び増進等
- 歯と口腔の健康の保持及び増進
- 喫煙、過度の飲酒の対策の推進
- 特定健診、がん検診、特定保健指導の受診促進 等

第3章 推進の体制及び方策

○ 健康づくりを推進するための体制及び方策を規定（第17条～第21条）

- 健康づくりを推進するための会議を設置
- 事業者や団体の顕彰
- 施策の実施状況等についての年次報告（各審議会において意見聴取等）
- 必要な調査の実施
- 健康づくりに関する活動への参加促進に向けた情報提供

附則（大阪府附属機関条例の一部を改正）

○ 目標の達成状況の評価を各審議会において実施する旨を規定

- ①食育推進計画評価審議会 ②地域職域連携推進協議会 ③生涯歯科保健推進審議会